

岐阜県小中学校統合型校務支援システム構築・運用業務に係るプロポーザル募集要項

岐阜県では、県内全ての市町村、及び組合、岐阜大学教育学部附属小中学校（以下、「団体」という）で、岐阜県市町村（組合）教育委員会教職員業務改善協議会（以下、「本協議会」という）を設立し、岐阜県統合型校務支援システムの構築・運用を行っている。全団体で運用するシステムを共通化することで、調達コストの軽減だけでなく、システムの各種機能等を活用した学校の業務改善や教職員の負担軽減、WEB 出願と調査書の電子送信が連携した進路指導事務の正確かつ安定した稼働、児童生徒データや教職員データの自治体間引き渡しによる事務負担軽減、システムのクラウド化などを推進していくことを目的としている。そこで、本協議会として、次期統合型校務支援システムを全団体で共同調達により更新するにあたり、プロポーザル方式により事業者を募集する。

第1 募集の内容

1 委託事業名

- ・ 岐阜県小中学校統合型校務支援システム構築・運用業務（以下、「本業務」という）

2 事業の目的・仕様

- ・ 別添1「岐阜県小中学校統合型校務支援システムの構築及び運用保守委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

3 契約

- ・ 契約者は、調達する岐阜県内の42市町村及び4組合、岐阜大学教育学部附属小中学校とする。

4 履行期間

- ・ 契約締結日から令和13年8月31日までとする。
- ・ 仮稼働日 令和8年4月1日
- ・ 本稼働日 令和8年9月1日

5 上限費用

- ・ 提案限度額は1,840,886,300円（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、この金額内で提案すること。この金額は事業の規模を示す指標であり、契約時の予定額ではない。システム構築に係る初期費用および運用費用等、原則として本業務に関する全ての費用を含むこと。追加提案についても提案限度額内で提案すること。

ただし、システム構築業務に係る初期費用の提案限度額は364,067,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、この金額内で提案すること。この金額はシステム構築業務に係る規模を示す指標であり、契約時の予定額ではない。追加提案についても限度額内で提案すること。

※ 当該限度額のいずれかを超える見積額の提案は選定対象外とする。

第2 応募に係る事項

1 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施できる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特殊民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとする。

法人等にあつては、下記（1）から（12）までに掲げる要件を全て満たす者であること。

ただし、共同体にあつては、（13）から（15）までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- （2）企画提案書受付最終日において契約予定の岐阜県内各市町村（組合）及び東海国立大学機構の本導入業務の契約を締結できる入札参加資格を有していること。
- （3）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （4）次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- （5）契約予定の岐阜県内各市町村（組合）及び東海国立大学機構から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領等に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- （6）契約予定の岐阜県内各市町村（組合）及び東海国立大学機構の契約からの暴力団の排除に関する措置要綱等に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （8）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- （9）労働保険、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入していること。（加入義務のない者は

除く。)

- (10) 都道府県、指定都市、中核市など、公立の小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校において、統合型校務支援システムの稼働実績が令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間継続して500校以上であること。
- (11) 情報セキュリティマネジメントシステム規格「ISO/IEC27001」を取得していること。
- (12) システムを提供するシステムメーカーはISMSクラウドセキュリティ規格「ISO/IEC 27017」を取得していること。
- (13) 共同体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を満たしていること。ただし、(2)については、各団体の共同体の対応による。
- (14) 共同体のいずれかの構成員が(10)から(12)の要件を満たしていること。
- (15) 共同体の各構成員は、プロポーザルに参加する他の参加者を兼ねていないこと。

2 企画提案書の作成

【様式1】を表紙とし、別紙「評価基準書」に準じて作成し、記載の項目を網羅した提案書とすること。用紙の規格等は、日本産業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可、ただし、A4版の1枚裏表と換算する）、使用する言語は日本語、文字サイズは10ポイント以上（ただし、図表内の文字はこの限りではない）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

頁数は50枚100頁以内（表紙・裏表紙・目次は含まない）とし、頁番号を付すこと。

企画提案書の必須記載項目は、別紙「評価基準書」に記載の項目を網羅した提案書とする。見積書は【様式1】に含まない。

3 選定スケジュール等

(1) スケジュール

選定スケジュールは、以下の通りとする。ただし、各項目の実施日については事業の都合により適宜調整することがある。

項目	日程
募集要項等の公表	令和7年7月3日（木）から令和7年8月4日（月）
募集要項等に関する質問受付	令和7年7月3日（木）から令和7年7月10日（木）
募集要項等に関する質問回答	令和7年7月17日（木）まで（予定）
プロポーザル参加申込受付	令和7年7月3日（木）から令和7年7月22日（火）
参加資格の確認結果の通知	令和7年7月28日（月）まで
企画提案書受付	令和7年7月3日（木）から令和7年8月4日（月）
プロポーザル評価会議	評価会議Ⅰ：令和7年8月18日（月）、8月21日（木） 評価会議Ⅱ：令和7年8月28日（木）
審査結果の通知・公表	令和7年9月上旬（予定）

※ 受付は、県の機関の休日を除く平日の午前9時から午後5時とする。

※ 募集要項等は岐阜県ホームページ内の以下のページにて公表

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/441392.html>

(2) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

質問は次の方法によることとし、電話や口頭での質問は原則として受け付けない。

① 受付期間 令和7年7月3日（木）から令和7年7月10日（木）午後5時まで

② 質問書提出方法

質問書（別紙1）を記載の上、下記「(7) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項」に従い、電子メールで提出すること。

※ なお、メールの件名は、「【統合型校務支援システム】提出日_会社名_募集要項等に関する質問書」とする。

③ 回答

質問に対する回答は、提出者にメールにて送付するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページに公開する。なお、回答に対する再質問は、原則として受け付けない。

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/441392.html>

④ その他

プロポーザル実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。

(3) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間 令和7年7月3日（木）から令和7年7月22日（火）午後5時まで

② 提出書類

ア 参加申込書（別紙2）

イ 「第2 応募に係る事項」、「1 参加資格」(10)、(11)、(12)を証する書類の写し

・ (10)については、契約内容（自治体名、校数、期間、内容等）の確認できるもの（契約書の写し等）を添付すること。

ウ 共同体構成員届出（別紙3）※

エ 共同体協定書の写し（別紙4）※

オ 共同体委任状（別紙5）※

※は、共同体の場合のみ提出

③ 提出方法

下記「(7) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項」に従い、郵送又は持参により提出（期間内必着）すること。持参による受付は、土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

④ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和7年7月28日（月）までに文書により通知する。

(4) 企画提案書等書類の受付

① 受付期間 令和7年7月3日（木）から令和7年8月4日（月）午後5時まで

② 提出書類

<紙媒体>

ア 企画提案書（【様式1】の表紙を付けること）

※ 「第2 応募に係る事項」「2 企画提案書の作成」のとおり。

イ 機能要件確認表【様式2】

※ 機能要件が満たされているかチェックしたものを提出する。

ウ 帳票一覧表【様式3】

※ 帳票要件が満たされているかチェックしたものを提出する。

エ 見積書【様式4】

※ 「第2 応募に係る事項」「3 選定スケジュール等」「(6) 見積書作成に当たっての注意事項」のとおりとする。

オ 法人等概要書【様式5】

カ 誓約書【様式6】

<電子媒体>

(4) ②アからエのデータをDVD-R等に格納したものを提出すること。DVD-R等には、件名及び事業者名を記入すること。なお、イからエのデータはPDF形式に変換しないこと。

③ 提出部数 紙媒体 13部（正本1部、副本12部）及び電子媒体1部（正本1枚）

④ 提出方法

下記「(7) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項」に従い、郵送又は持参により提出（期間内必着）すること。持参による受付は、土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 参加に際しての注意事項

① 失格（無効）事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 岐阜県小中学校統合型校務支援システム共同調達プロポーザル評価会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 上限額を超える見積額の提案をした場合

ケ 企画提案書等の内容が仕様書に示している業務要件を満たしていない場合

コ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできない。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めない（軽微なものを除く）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。

ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表構成員等が応募手続きを行い、対応窓口になることとする。

エ 共同体で参加をする場合、団体によっては、共同体として本導入業務の契約を締結できる入札参加資格が必要な場合があるので注意すること。（共同体としての入札参加資格が必要であるかは、本業務の契約予定の団体に確認すること。）

オ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。

カ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日（プロポーザル評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、プロポーザル参加辞退届（別紙6）を、下記「（7）関係書類の送付先・受付場所及び留意事項」に従い、持参又は郵送により申し出ること。

キ 提出された企画提案書の内容に確認事項等がある場合は、質問をする場合があるので、応じること。また、事務局が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

（6）見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、本業務に係る費用の見込み額とする。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとする。

③ 本システム構築業務は、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGA スクール構想支援体制整備事業）を活用するため、補助対象費用と補助対象費用外と分かるように内訳書を作成すること。また、本システム構築業務は、債務負担による契約を想定している。そのため、各年度に必

要となる費用を記載すること。

- ④ 岐阜県内の全団体（47団体）が導入することを想定して試算すること。また、金額は1校当たりではなく、全団体分を合算した金額を記載すること。
- ⑤ システムの初期構築から運用に至るまで必要な費用を全て計上すること。なお、オプション機能については、それぞれ項目を分けて記載すること。また、「運用費用」の「オプション」の項目については、団体ごとにオプション利用の判断をするため、備考欄に団体ごとに費用が算出できるような情報を記載すること。
- ⑥ 見積額が「第1 募集の内容」「5 上限費用」を上回った場合は審査の対象としない。

(7) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県市町村（組合）教育委員会教職員業務改善協議会事務局

岐阜県教育委員会義務教育課小中総合支援係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（岐阜県庁16階）

TEL 058-272-1111（内線8594）

E-mail cl7785@pref.gifu.lg.jp

（注意1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行うこと。

（注意2）持参の場合は、岐阜県ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行うこと。

（岐阜県庁入庁フロー <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/ken-shisetsu/2965.html>）

（注意3）郵送で提出の場合は、必ず「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとする。

（注意4）添付のデータサイズが5MBを超える場合、下記のBOXストレージにより、提出書類に係るものをフォルダにまとめて提出するとともに、その旨を電子メールもしくは電話にて連絡すること。なお、フォルダ名は「【統合型校務支援システム】提出日_会社名_プロポーザル」とすること。

提出用BOXストレージ <https://gifu-pref.ent.box.com/f/a06cc7e7b7eb471fa8e0a80e8100273c>

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

提案者からの企画の評価は、岐阜県小中学校統合型校務支援システム共同調達プロポーザル評価会議（以下、評価会議という。）が行う。

なお、評価会議では、下記「3 評価方法及び評価基準」に基づき、プロポーザル参加者による提出書類、プレゼンテーション、デモンストレーションの内容により、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、選定する。

2 評価会議

(1) 開催日時・場所

評価会議Ⅰ（主にデモンストレーションによる機能要件の評価）と評価会議Ⅱ（費用、機能要件を含む、主にプレゼンテーションによる全体概要、サポート、稼働環境、保守、その他提案等の評価）の2部構成で実施する。評価会議Ⅰと評価会議Ⅱは、別日による開催とする。

日時： 評価会議Ⅰ 令和7年8月18日（月）、8月21日（木）

評価会議Ⅱ 令和7年8月28日（木）

場所：岐阜県庁（岐阜市藪田南2-1-1）

※ 後日、改めて企画提案参加者に開催日時・場所を通知する。

（2）企画提案の所要時間（1提案者当たり）

<評価会議Ⅰ>

- ・ デモンストレーション時間40分、質疑応答20分程度とし、システムの操作画面を中心に企画提案書に基づいて項目順に説明すること。
- ・ デモンストレーションについては、別紙評価基準書のとおり、機能要件を4つのグループに分けて、それぞれ行う。

<評価会議Ⅱ>

- ・ プレゼンテーション時間30分、質疑応答20分程度とし、企画提案書に基づいて項目順に説明を実施すること。

（3）注意事項

- ・ 開催日時、開催場所、各参加者の開始時間は後日通知する。
- ・ 評価会議Ⅰ及び評価会議Ⅱへの参加人数は、1提案者当たり3名までとする。共同体においても1共同体当たり3名までとする。
- ・ 評価会議当日、新たな説明資料を追加することはできない。
- ・ 対面での実施の場合、プロジェクターで投影してプレゼンテーションを行うことができる。（プロジェクター及びHDMIケーブル、電源タップは事務局で準備する。）
- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。
- ・ 指定時間に遅れた場合には、評価対象としない。

3 評価方法及び評価基準

（1）評価方法

以下の表の通りとする。

評価項目	評価会議	評価方法	配点
機能要件	評価会議Ⅰ	デモンストレーション	320点
	評価会議Ⅱ	プレゼンテーション 機能要件確認表	30点 50点
全体概要、サポート、稼働環境、 保守、その他提案等			企画提案書 プレゼンテーション

費用		見積書	250点
			合計1000点

(2) 評価点の算出

① 費用（満点250点）

- ・ 見積書【様式4】の内容を基に採点する。
- ・ 運用費用（5年間）の総額と、システム構築初期費用に係る公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGA スクール構想支援体制整備事業）の活用について、評価する。

<運用費用の評価>

- ・ 全提案事業者の中で最も低い価格を提示した提案事業者を満点とし、その金額からの乖離に応じて、減額して点数化する。

※ 提案限度額を超える提案は、失格とする。

※ 小数第一位で四捨五入する。

$$220点 \times (\text{全提案事業者中最低提案価格} \div \text{当該提案事業者の提案価格})$$

<システム構築初期費用の評価>

- ・ 全提案事業者の中で公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGA スクール構想支援体制整備事業）利用額が最も高い額を提示した提案事業者を満点とし、その金額からの乖離に応じて、減額して点数化する。

※ システム構築初期費用については、全団体に均等に案分する。なお、公立学校を設置している団体が補助対象団体（46団体）であり、46団体の補助対象費用から計算し、点数を算出する。

※ システム構築業務に係る初期費用の提案限度額を超える提案は、失格とする。

※ 小数第一位で四捨五入する。

$$30点 \times (\text{当該提案事業者の補助金利用額} \div \text{全提案事業者中最高補助金利用額})$$

② 機能要件（満点400点）

- ・ デモンストレーション、プレゼンテーション、機能要件確認表により採点する。

<デモンストレーション>

- ・ 審査項目は別紙評価基準書の通り。機能要件を4つのグループに分けて審査する。
- ・ 現段階で、システムを操作しながら説明するデモンストレーションが難しい内容については、企画提案書を用いたプレゼンテーションとしてよい。また、「本県の統一する様式」のように、今後、カスタマイズして対応していく帳票等については、現在有している既存の帳票等を用いて説明してよい。

※ 評価会議委員の項目ごとの得点が項目の満点となるよう換算して算出する。

※ 小数第一位で四捨五入する。

<プレゼンテーション>

- ・ 審査項目は別紙評価基準書の通りとする。

<機能要件確認表>

- ・ 【様式2】機能要件確認表に記載された各機能について、「◎」及び「○」は10点、△は4点として点数化する。代替案による対応の可否については事務局が検討し、これに基づく採点

結果を評価会議に報告する。

※ 全項目の合計を求め、50点満点となるように換算して算出する。

※ 「×」は失格とする。

- ③ 全体概要、サポート、稼働環境、保守、その他提案等（満点350点）
 - ・ 企画提案書及びプレゼンテーションにより採点する。
 - ・ 審査項目は別紙評価基準書の通りとする。
- ④ その他
 - ・ 費用の評価点、評価会議Ⅰで算出した得点、機能要件確認表の評価点と、評価会議Ⅱでの評価会議委員の得点を合わせて、提案者の評価点とする。

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定

(1) 選定方法

前記の評価結果を基に、次のとおり選定する。

- ① 評価会議委員の前記の評価結果より、提案者ごとの合計評価点を比較して順位を付ける。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与する。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とする。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付ける。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額の評価が高い者を高い順位とする。なお、順位点の合計が同点かつ見積額の評価も同点の場合は、同者らによるくじ引きにより決定する。
- ④ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定する。
- ⑤ 評価会議委員の評価点の合計が、総評価点満点の60%を基準点とし、評価点の合計が基準点を満たさない場合は、選定の対象としない。

(2) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果が上記(1)⑤に該当しない場合は、当該提案者を最優秀提案者とする。

提案者がいない場合、又は上記(1)⑤に該当する場合は、再度公募を実施する。

2 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容を県ホームページ上で広報する。

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/441392.html>

- (1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点（提案金額を含む。）
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合は公表しない。）

- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議委員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者は、本協議会と、本業務に係る各団体との契約の仕方（システム構築業務と運用業務に分けて契約すること）、基本仕様、各団体の費用（初期構築業務に係る費用は団体数で按分すること。運用業務に係る費用は教職員数で按分すること。）、守秘義務、本協議会事務局への報告、協定期間等についての協定を結ぶ。

その上で、選定した最優秀提案者は、各団体と協議し、業務に係る仕様を確定させ、本協議会との協定に則って、それぞれ契約手続きを行う。

また、システム構築業務については、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGA スクール構想支援体制整備事業）を活用するため、年度ごとの支払いに対応すること。

仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、最優秀提案者と調達する各団体との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案金額と同額になるとは限らない。また、調達する各団体で当該年度において予算が成立しないなど特別な事情が発生した場合は契約締結ができないこともある。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（第4（1）⑤に該当しない者に限る）と協議を行うこととする。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

2 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

3 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

調達する各団体と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、調達する各団体は契約の取消ができる。この場合、調達する各団体に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者がいる場合は、円滑かつ支障なくこの事業の業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、調達する各団体及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、期間終了若しくは契約の取消などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

第8 その他

- 1 この業務に関する制作物については、協議会において複製が可能であることとする。
- 2 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- 3 参加者が審査及び選定結果について説明を求める場合は、審査結果を発送した翌日から起算して5日以内に書面を提出すること。
- 4 本募集要項及び仕様書の記載に疑義が生じた場合は、原則、当協議会の解釈・判断に従うこととする。

第9 問合せ先

岐阜県市町村（組合）教育委員会教職員業務改善協議会事務局
岐阜県教育委員会義務教育課小中総合支援係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（岐阜県庁16階）
TEL 058-272-1111（内線8594）
E-mail cl7785@pref.gifu.lg.jp